

## 北九州市客引き行為等適正化推進協議会について

### 1 概要

禁止区域の指定等に関する事項及び客引き行為等の適正化に関し、学識経験者等の意見を聴取するため、「北九州市客引き行為等適正化推進協議会」（以下、「条例」という。）を置くことを定めているもの。

### 2 協議会設置及び所掌事務について（条例抜粋）

第17条 市に、北九州市客引き行為等適正化推進協議会を置く。

2 協議会は、市長の諮問に応じ、禁止区域の指定、範囲の変更及び指定の解除に関する意見の具申、市が行う客引き行為等の適正化のための取組に関する提言等を行うものとする。

（組織）

第18条 協議会は、委員6人以内で組織する。

（委員等）

第19条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、地域団体の代表者、関係行政機関の職員、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第20条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（推進協議会に係る委任）

第21条 この章に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 3 協議会の運営等について（規則抜粋）

- 第8条 協議会は、会長が招集し、協議会の議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 協議会の庶務は、総務市民局において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める

### 4 禁止区域の指定等について（条例抜粋）

- 第7条 市長は、市民等、地域団体及び事業者が公共の場所を安全かつ快適に通行し、及び利用することができる環境を形成するため、特に客引き行為等を規制する必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）として指定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ、第17条第1項の規定により置く北九州市客引き行為等適正化推進協議会（同項を除き、以下「協議会」という。）の意見を聴くものとする。
- 3 禁止区域の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の範囲を変更し、又はその指定を解除することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

### 5 禁止区域の指定の告示等について（規則抜粋）

- 第2条 条例第7条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 禁止区域の名称
- (2) 禁止区域の区域図
- (3) 禁止区域の指定年月日
- 2 市長は、禁止区域を指定したときは、当該禁止区域内の公衆の見やすい場所に、禁止区域である旨を表示した標識及び当該禁止区域の区域図を設置するものとする。